

参考資料(リサイクルポート)

2. 交通分野

(2) 静脈物流システムの構築

② リサイクルポートの構築等

リサイクルを促進し循環型社会の構築を図るため、循環資源を取り扱う岸壁等の港湾施設整備を促進するとともに、積替・保管施設等の施設整備への支援メニューを拡充することにより、臨海部においてリサイクルの拠点化を進め、海上静脈物流ネットワークの形成を推進する。

リサイクルポート指定による効果

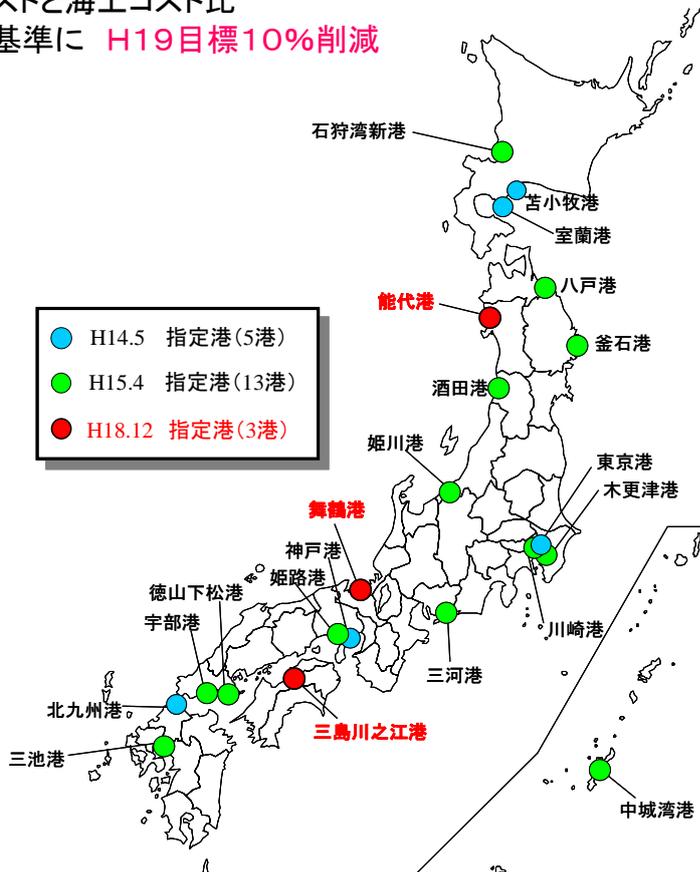
- ・リサイクル企業の立地数 H17/H13=1.5倍
- ・循環資源取扱量 H16/H13=1.6倍(内貿) 国内取扱量シェア 23% → 34%
- ・循環資源の海上輸送への利用転換による輸送コスト低減率 H18/H14=8.8%

広域的な静脈物流拠点として育成するための施策を実施

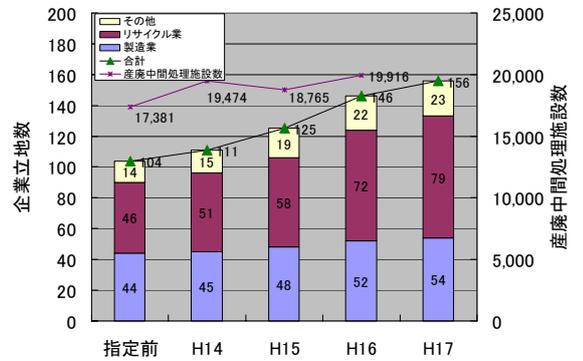
- ・21港の静脈物流基盤の重点整備
- ・第3セクター等が行う循環資源の蔵置、保管施設等整備への補助支援制度の利用拡大
- ・循環資源の海上輸送円滑化に向けた提言 の実現に向けた取り組み

循環資源の発着地間の総輸送量における
陸上コストと海上コスト比

H14基準に **H19目標10%削減**



リサイクルポート18港における企業立地数推移



RP18港の国内循環資源取扱量とシェア



参考資料(リサイクルポート)

2. 交通分野

(2) 静脈物流システムの構築

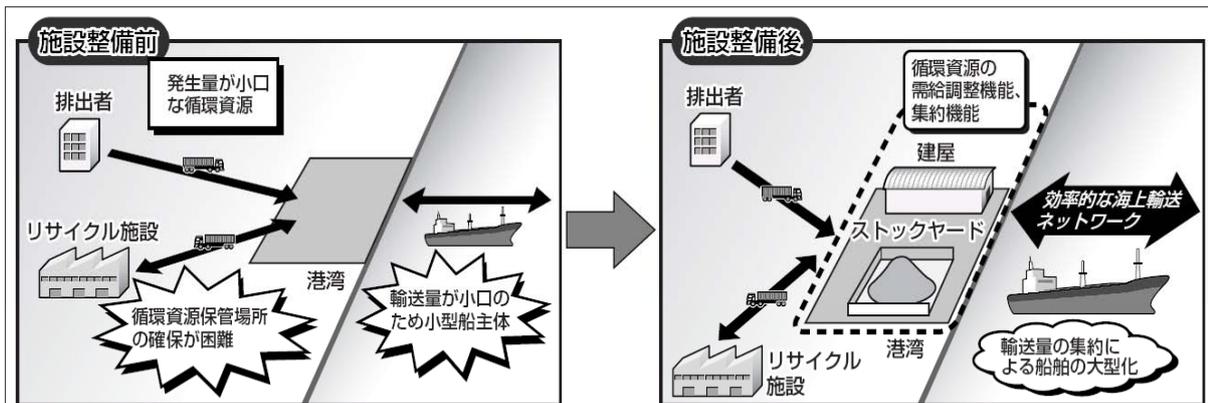
② リサイクルポートの構築等

循環資源取扱支援施設の補助制度(その他施設費) 【平成17年度創設】

平成18年度:8億の内数(国費)

平成19年度:10億の内数(国費)

- ・交付対象: 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(第3セクター等)
- ・補助率: 全地域1/3
- ・交付の対象となる事業
リサイクルポート指定港において循環資源を効率的に取り扱うために、循環資源を蔵置、保管等を行う施設の整備に関する事業。



循環資源の海上輸送円滑化に向けた提言

提言1: 循環資源に係る港湾管理運用ルールの共通化

(環境部局と港湾部局相互の連携による循環資源取扱基準の共通化)

提言2: 海上輸送の特性を活かしたコンソーシアム方式によるリサイクルチェーンの構築

(排出事業者と海陸運送事業者が連携により環境への影響配慮と経済的物流管理)

提言3: 循環資源物流基盤の整備・拡充とリサイクル産業との連携拡大

(循環資源物流基盤施設整備に対する支援制度の活用促進、リサイクルポート間の実証実験等を通じた需給拡大)

提言4: 拠点港を核とした国際循環資源物流への対応

(国際循環資源物流の核となる拠点港の機能検討や適正管理のあり方を探る
取り組みを関係省庁と連携して推進)

<出典>国土交通省